

第3次消費者委員会から第4次消費者委員会への留意事項（案）

平成 27 年 8 月 28 日
消費者委員会

第3次消費者委員会は、平成 25 年 9 月の発足以降、各種の消費者問題について精力的に調査審議を行い、この 8 月末に任期満了を迎える。この間、消費者庁及び消費者委員会設置法の第 6 条に基づく、自ら調査審議により取りまとめた建議は 5 件（P）、提言・意見は 19 件となっている。また、同設置法同条に基づく、諮問に応じた答申については、課徴金制度導入による景品表示法改正及び消費者基本計画関係等により 5 件、食品表示基準関係で 4 件、特定保健用食品関係で 34 品目に関する答申を行っている。

これらを受けて、関係省庁等において制度の見直しや運用の改善が図られる等、一定の成果をあげてきたところであるが、他方において、継続的な取組・フォローアップ等が必要な事項や、第3次委員会の任期期間中では審議が尽くせなかった課題等も存在する。

上記の事項及び課題等について、以下のとおり記載するので、第4次委員会において留意して今後の調査審議に生かして頂くとともに、新たに発生する課題についても意欲的に取り組んでいただきたい。

記

1. 下部組織の運営

(1) 食品表示部会

- 1 引き続き食品の表示に関する諮問などに応じて調査審議を行うこと。

(2) 新開発食品調査部会

- 1 特定保健用食品の認可手続きを滞りなく進めるとともに、審査の合理化・迅速化、審査内容・手続きの透明化等を図ること。

(3) 消費者契約法専門調査会

- 1 秋以降、団体等からヒアリングを行い、中間取りまとめを踏まえて、最終取りまとめに向けた検討を深めていくこと。

(4) 特定商取引法専門調査会

- 1 引き続き検討することとされた論点について、中間整理に対する関係団体等からの意見や他の審議会等における議論の状況、特定商取引法見直しの中での重要性等も踏まえつつ、法律事項を優先しながら、柔軟に検討を行っていくこと。

(5) 特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会

- 1 特定保健用食品を含む健康食品全般の表示・広告や、特定保健用食品の制度及び運用の見直し等に関して、今年度末の最終報告に向けて検討を行うこと

(6) 公共料金等専門調査会

- 1 電気の小売料金全面自由化に向けた課題の検討、各電力会社の電気料金値上げ後のフォローアップ等を行うこと。

第3次消費者委員会では活動実績がなかったもの

消費者安全専門調査会、地方消費者行政専門調査会、公益通報者保護専門調査会、個人情報保護専門調査会等

2. 発出した建議についての6ヶ月後のフォローアップ

(1) 美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議

(平成27年7月7日公表)

(2) 電子マネーに関する消費者問題についての建議

(平成27年8月18日公表)

(3) 商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議

(平成27年8月28日公表)(P)

提言・意見等については必要に応じてフォローアップを実施

3. 消費者基本計画の検証・評価・監視

- 1 消費者庁との連携・協力の下、第3期消費者基本計画の工程表の改定等に向けて、関係省庁に対するヒアリングの実施等によりフォローアップを行うこと。

4. その他

(1) 消費者問題シンポジウム、関係団体（消費者団体・マスコミ等）との意見交換

- 1 地方や関係団体から直接意見を聴取し、「現場」との結びつきの強化を図るため、引き続き定期的実施すること。

(2) 広報活動の充実

- 1 消費者委員会の活動やその成果等について国民の認知度を向上するため、各種の媒体を通じて積極的な広報を行うこと。

(3) 官民連携の在り方の更なる検討

- Ⅰ 今般取りまとめた「消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループからの報告」等を参考に、消費者団体等を含む多様な主体との連携、更には、国際的な観点からの連携についても検討すること。

(4) 委員会事務局体制の充実・強化

- Ⅰ 消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局体制の充実・強化を図ること。

(以上)